

重要事項説明書（注意喚起情報）変更のお知らせ

重要事項説明書（注意喚起情報）に記載されている内容について、以下(1)～(3)を変更させていただきます。誠に恐縮ですが、ご一読のうえ、重要事項説明書（注意喚起情報）とともに保管いただきますようお願いいたします。

- (1) 重要事項説明書（注意喚起情報）の「**2** クーリング・オフについて」の記載（3つ目の■部分）について、つぎのとおり変更いたします。（波線部分が変更箇所になります。）

■クーリング・オフは、書面または電磁的な方法（ホームページ等）によりお申し出することができます。書面による申出の場合、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力が生じますので、郵便にて取扱支社または本店あてお申し出ください。ホームページからの申出の場合、第一生命ホームページの「クーリング・オフ手続き」よりお申し出ください。

- (2) ■「個人情報の取扱い」の「個人情報の第三者提供 再保険の取扱い」の記載をつぎのとおり変更いたします。（波線部分が変更箇所になります。）

当社は、引受リスクを適切に分散するために再保険を行うことがあります。再保険会社における当該保険契約の引き受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等支払いに関する利用のために、契約内容に関する情報、健康状態に関する情報など、当該業務遂行に必要な個人情報を再保険会社に提供することがあります。

※外国の第三者へ個人データを提供する場合がありますので、当社ウェブサイト「外国への個人データ提供」を必ずご確認ください。 (https://www.dai-ichi-life.co.jp/personal_date/crossborder.html)

- (3) 「契約内容ご案内制度」の「契約内容ご案内制度規定」（P51）について、第2条をつぎのとおりといたします。

(2022年4月1日改定)

第2条（本制度の利用者等）

1 本規定において「保険契約者等」とは、次の各号に掲げる者として保険契約で定めるものをいいます。

- (1) 保険契約者
- (2) 普通保険約款または特約条項の規定により「年金支払」が適用された場合における保険金等の受取人
ただし、次のいずれかに該当する者を除きます。(1) 法人 (2) 普通保険約款または特約条項の規定により「すえ置支払」が適用された場合における保険金等の受取人

2 本規定において「契約関係者」とは、次の各号に掲げる者として保険契約で定めるものをいいます。

- (1) 被保険者 (2) 保険金等の受取人 (3) 指定代理請求人 (4) 後継保険契約者
ただし、次のいずれかに該当する者を除きます。(1) 法人 (2) 未成年者

3 本制度の利用者は、保険契約者等及び登録された契約関係者とします。